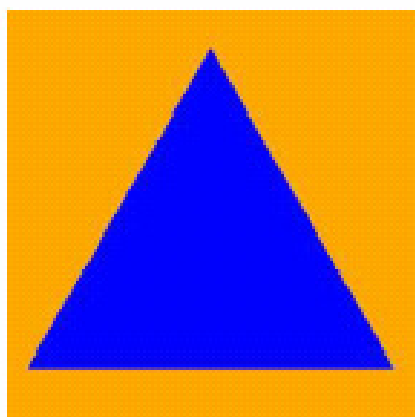


東海村国民保護計画



平成 18 年 12 月

東 海 村

はじめに

国の平和や安全は国民全体の願いであり、政府や国民の不断の努力によって得られるものであります。

外部からの武力攻撃やテロなどが、万が一、我が国で起こったらどうするかといっても、長らく平和に暮らしてきたみなさんにとっては現実の問題として考えることは難しいかもしれません。しかし、現実の世界に目を向けると様々な地域でテロや紛争行為が繰り返し行われており、こうした事態が、いつ、どこで、どのように発生するのかを事前に予測することは極めて困難です。

とはいえ、このような事態への必要な備えは、平和なときにこそ十分に考えておくべきではないかと考えられます。

この計画は、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第35条の規定に基づき、大規模テロや武力攻撃事態等、不測の事態が発生した場合に、村内にいる全ての人を安全に保護し、避難させ、救援するとともに、武力攻撃等に伴う被害を最小限にすることなどを内容とするものです。

武力攻撃事態等があった場合、村はこの計画に基づき、基本的人権を最大限に尊重しながら、国や県などと連携を図り、住民のために避難・救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとなります。

特に、本村は多くの原子力関連施設が立地しているため、この計画は、そうした状況を十分踏まえつつ、既存の防災計画と連動させながら運用を図ってまいります。

本計画については、様々な事態に的確に対応するため、日頃から訓練等により検証を行い、その都度、住民の皆様の御意見を頂きながら、必要な修正を行ってまいります。

「国民保護」は、みなさん一人ひとりの生命や財産に直接関係するとても大事なことです。村としましては、関係機関と連携しつつ、万全の態勢を整備すべく努力してまいりますので、住民のみなさんの一層の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

東海村長

村上 達也

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の基本	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	関係機関の役割と事務又は業務の大綱	4
第4章	村の地理的，社会的特徴	8
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	1 3
第2編	平素からの備え	1 9
第1章	組織・体制の整備等	1 9
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	3 1
第3章	生活関連等施設の把握等	3 4
第4章	物資及び資材の備蓄，整備	3 5
第5章	国民保護に関する啓発	3 7
第3編	武力攻撃事態等への対処	3 9
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	3 9
第2章	村国民保護対策本部の設置等	4 2
第3章	関係機関相互の連携	4 7
第4章	警報及び避難の指示等	5 1
第5章	救援	6 1
第6章	安否情報の収集・提供	6 5
第7章	武力攻撃災害への対処	6 8
第8章	被災情報の収集及び報告	7 8
第9章	保健衛生の確保その他の措置	7 9
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 1
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 2
第4編	復旧等	8 5
第1章	応急の復旧	8 5
第2章	武力攻撃災害の復旧	8 6
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	8 7
第5編	緊急対処事態への対処	8 9

この計画に使われている主な用語の定義は次のとおりです。

1 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等である。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定するもの。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めたもの。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃。
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第1条に定める機関。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局、その他の国の出先機関。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府が作成する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針。

2 法律・機関名等の略称

略 称	正 式 名 称
国民保護法 (法)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令 (令)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
村国民保護対策本部	東海村国民保護対策本部（本部長：村長）
村国民保護現地対策本部	東海村国民保護現地対策本部
村国民保護対策本部等	東海村国民保護対策本部及び東海村緊急対処事態対策本部
村国民保護協議会	東海村国民保護協議会（会長：村長）
村危機管理連絡会議	東海村危機管理連絡会議
村危機管理対策本部	東海村危機管理対策本部
基本指針（基）	国民の保護に関する基本指針
村国民保護計画	東海村国民保護計画
村地域防災計画 (震災・風水害等対策計画編)	東海村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）
村地域防災計画 (原子力災害対策編)	東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）
消防本部	東海村消防本部

第 1 編

総

則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本

第 1 節 村国民保護計画の目的

1 村国民保護計画の目的（法第 3 条第 2 項、法第 3 5 条第 1 項）

この計画は、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、茨城県国民保護計画を踏まえ、この計画に基づき、住民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 村国民保護計画に定める事項（法第 3 5 条第 2 項）

この計画においては、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第 2 節 計画の構成

村国民保護計画の構成は次のとおりとする。

第 1 編 総則

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

第 3 節 村地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「村地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の取組を活用することとする。

1 村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「村地域防災計画（震災・風水害等対策計画編）」により対処が行われる。

2 村地域防災計画（原子力災害対策編）との関連

武力攻撃原子力災害への対処については、本計画に定めるもののほか「村地域防災計画（原子力災害対策編）」の規定を準用して行うものとする。

第 4 節 計画の見直し、変更手続

1 計画の見直し（法第 3 5 条第 8 項）

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結

果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

2 計画の変更手続（法第35条第8項、第39条第3項）

本計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令に定める軽微な変更を除く。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。村が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたって、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

1 基本的人権の尊重（法第5条、基第1章1）

村は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、住民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 住民の権利利益の迅速な救済（法第6条、基第1章2）

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理する。

3 住民に対する情報提供（法第8条、基第1章3）

村は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時かつ適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条、基第1章4）

村は、県、指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備を図る。

5 住民の協力（法第4条、基第1章5）

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、村民に対し必要な支援について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等の特別な配慮（法第7条、基第1章6）

村は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、そ

の自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障するとともに、言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条，基第1章7）

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条，法第73条第3及び4項（第79条第2項の準用を含む），第110条，基第1章8）

村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。